

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)3 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 3 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】景品表示法 7 条 2 項につき、憲法 21 条 1 項、22 条 1 項適合性が争われた事案。景品表示法 7 条 2 項は商品取引の自主的かつ合理的な選択を阻害されないという一般消費者の利益をより迅速に保護することを目的とし、公共の福祉に合致するとして合憲と判断(令和 4 年 3 月 8 日最高裁)

参照条文:景品表示法 7 条 2 項の,憲法 21 条 1 項,22 条 1 項

キーワード:優良誤認表示 みなし規定 公共の福祉

【2】A は Y を保険者として積立保険契約を締結、A は交通事故傷害につき Y に給付金を請求したところ A の「重大な過失」を理由に拒否されたためその支払を請求した事案。原判決は請求を棄却したが、控訴審において「重大な過失」が否定され A の請求が認められた事例(令和 2 年 8 月 27 日福岡高裁)

参照条文:民法709条

キーワード:交通事故 保険契約 免責条項 重大な過失

【3】長時間の時間外労働により脳溢血で死亡したとして亡 A の妻らが勤務先及び取締役らに損害賠償を請求。勤務先及び直属の上司の責任を認め、健康を顧みずに職責を果たそうとする存在を考慮した職場環境を構築すべきとし、過失相殺の類推適用を 5 割とした控訴審判決(令和 3 年 1 月 21 日東京高裁)

参照条文:民法 415 条 会社法 429 条 1 項

キーワード:時間外労働 健康状態 虚偽申告 職場環境

【4】氏名不詳者がツイッター上で原告になりすまして俗悪なユーザー名でアカウント登録し、これを使用して原告の顔写真を添付する等した行為が原告の肖像権や名誉感情の侵害に当たるとして原告が本件発信者のメールアドレス等の開示を求め、同請求が認容された事例(令和 2 年 6 月 26 日東京地裁)

参照条文:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項

キーワード:発信者情報開示 電子メールアドレス SMS

【5】大阪市(X)が、認可保育所を運営する社会福祉法人(Y)に対し、補助金の加算要件を満たしていない運営実態だったとして Y が受領した運営費等の部分について不当利得返還等を請求し Y を悪意の受益者としてその利息等の支払いを求め、同請求が認容された事例(令和 2 年 8 月 12 日大阪地裁)

参照条文:民法704条、民法(平 29 法 44 号改正前)167 条 1 項,地方自治法 236 条 1 項

キーワード:補助金 加算要件 不当利得 悪意の受益者

【6】Y(グーグル)が設置・管理するサイトにおいて、第三者が自身になりすまして記事を投稿したことに對し、X は Y に同記事の削除を求めたが Y が削除しなかったため削除と損害賠償を求めた。本判決は削除請求は認容したが Y の過失は認めず損害賠償請求は棄却した(令和 2 年 9 月 18 日大阪地裁)

参照条文:民法709条

キーワード:なりすまし 投稿 削除

【7】X が Y1(県)から委託を受け犬猫の譲渡推進事業等を行う団体 Z(代表者 Y2)のボランティア活動に参加した

際、柴犬にかまれる事故に遭ったとして Y1、Y2 に損害賠償を求めたところ、X の過失を否定し、Y1 は柴犬の占有者、Y2 は柴犬の管理者であるとして X の請求を認容(令和 3 年 1 月 13 日宮崎地裁)

参照条文:国家賠償法 1 条 1 項・2 条 1 項,民法 709 条,民法 715 条 2 項,民法 718 条

キーワード:動物譲渡 飼養 ボランティア 事故

【8】保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨を定める約款中の条項が、消費者契約法 10 条にいう「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するもの」には当たらないと判示(令和 3 年 6 月 22 日東京地裁)

参照条文:消費者契約法 10 条 民法第 1 条第 2 項

キーワード:保険料の払込み 失効 約款

【9】X によるゴルフ会員権の預託金返還請求訴訟の過程で、X の錯誤が重過失によるものとの主張をするか否かの釈明権の行使を怠り、審理を尽くさなかった違法があるとして破棄差戻された後の控訴審において、X の重大な過失を認め返還請求に理由がないとされた事例(令和 3 年 9 月 16 日京都地裁)

参照条文:民法 95 条

キーワード:預託金返還請求 釈明権の行使 錯誤 重大な過失

(商事法)

【10】Y 株式会社の監査役報酬を、株主総会において月額 100 万円とする決定をしたが 65 万円しか支払われなかったとして、監査役だった X が差額の報酬支払を求めるとともに、正当な理由なく監査役を解任されたとして損害賠償を求め、X の請求が一部認容された事例(令和 3 年 1 月 28 日千葉地裁)

参照条文:会社法 339 条 2 項

キーワード:監査役報酬 解任

(知的財産)

【11】「入力支援コンピュータプログラム、入力支援コンピュータシステム」とする特許の特許権者である控訴人が、特許権侵害を主張して損害賠償請求訴訟を提起し棄却されて控訴したが、被告製品が本件各発明の技術的範囲に属するものではないとして控訴が棄却された事案(令和 4 年 2 月 8 日知財高裁)

参照条文:特許法 70 条 1 項

キーワード:構成要件充足 技術的範囲

【12】「SHI-SA」等の文字や跳び上がる四足動物が描かれた図形からなる被告商標について、原告は自社の「PUMA」のブランド観念等を想起させる等としてその無効を求めたが、被告商標からは沖縄の「シーサー」の観念が生じ、誤認混同のおそれがない等として請求棄却(令和 4 年 2 月 22 日知財高裁)

参照条文:商標法 4 条 1 項 15 号

キーワード:審決取消 商標類否 外観、称呼、観念 誤認混同

【13】被告は「BREZTRI」の商標権者であり、原告は「ONBREZ」の国際登録商標の商標権者だが、原告が被告商標について無効審判を請求し特許庁がした不成立の審決を受けて本件訴えを提起したところ、類似商標とはいえないとして原告請求が棄却された事例(令和 4 年 3 月 8 日知財高裁)

参照条文:商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード:類似商標 分離観察 識別力

【14】発明の名称を「角栓除去用液状クレンジング剤」とする特許の特許権者である原告が、本件特許権の侵害による損害金の支払を求めたが、本件明細書の記載により当業者が本件発明の課題を解決できることについて認識できないとして原告の請求を棄却した事案(令和 4 年 2 月 18 日東京地裁)

参照条文:特許法 36 条 6 項 1 号、同法 104 条の 3 第 1 項 同法 123 条 1 項 4 号

キーワード:特許権 侵害 損害金

(民事手続)

【15】債権者である X が単純執行文が付与された離婚等公正証書に基づき債務者 Y に対する子の養育費支払請求権を請求債権として預貯金債権に係る情報取得手続を申立てた事案で、上記公正証書に基づく強制執行には離婚事実の到来執行文の付与を受けることを要すると判示(令和 3 年 4 月 27 日東京高裁)

参照条文:民事執行法 207 条 1 項ただし書

キーワード:公正証書 情報取得手続 執行文付与

(刑事法)

【16】被告人が車を運転して反対車線に停止中の自動車と衝突する人身事故を起こした過失運転致傷の事案で、原審裁判所の検察官に対する訴因変更を促す求釈明権行使は、当事者主義の原則に反するとして第 1 審判決を破棄して自判し、過失運転致傷罪の成立を認めた(令和 3 年 3 月 24 日東京高裁)

参照条文:刑事訴訟法 312 条 2 項、刑事訴訟規則 208 条 1 項、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条本文、刑法 204 条

キーワード:人身事故 当事者主義の原則 求釈明権

【17】A 社代表取締役の被告人甲は、同従業員乙と共に共謀し売上金を横領し、業務上横領罪で起訴されたが、被告らの弁済、示談の成立等を考慮し、甲を懲役 2 年 10 月、乙を懲役 1 年 8 月執行猶予 4 年とした(令和 4 年 3 月 1 日東京高裁)

参照条文:刑法253条 刑訴法397条1項, 381条, 400条ただし書

キーワード:示談 業務上横領 共謀

【18】刑務所の被収容者である原告が同じ被収容者 A から暴行を受け負傷したが、居合わせた刑務官 2 名が当該暴行を実力で制止しなかったとして刑務官の権限不行使の違法性が争点となった事案で、不行使が著しく合理性を欠くとして国に慰謝料 10 万円の支払を命じた(令和 2 年 5 月 29 日札幌地裁)

参照条文:国家賠償法 1 条 1 項、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 77 条 1 項

キーワード:国家賠償請求 権限不行使 刑務官

(公法)

【19】本件各土地の取得価額はゴルフ場用地造成前の塩田跡地の基準年度における客観的時価と解すべきとし、原判決の当該用地の価格が固定資産評価基準の定める評価方法に従って算定されたものといえないとした判断には違法があるとして破棄し、原審に差戻した事例(令和 4 年 3 月 3 日最高裁)

参照条文:民法95条

キーワード:固定資産評価基準 評価方法 塩田跡地

【20】令和 3 年 10 月施行の衆議院議員総選挙の一票の価値の格差につき選挙人数の較差が 2 倍を超える選挙区が多数(29 区)生じており、本件区割規定が定める本件選挙区割りには本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態にあったとした事例(令和 4 年 2 月 21 日福岡高裁)

参照条文:憲法 14条1項 憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1文 憲法98条1項

キーワード:一票の価値の格差 区画割 違憲状態

【21】令和 3 年 10 月施行の衆議院議員総選挙の一票の価値の格差について、計算上想定された有権者数の減少率を上回る地域的な減少が生じたこと等を指摘して、違憲状態にはなかったとした事例(令和 4 年 2 月 24 日名古屋高裁)

参照条文:憲法 14条1項 憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1文 憲法98条1項

キーワード:一票の価値の格差 有権者数の減少率

【22】令和 3 年 10 月施行の衆議院議員総選挙の一票の価値の格差について、小選挙区選出議員の定数及びその配分方法や従来の区割りの漸進的な是正手法などに関する国会の裁量権を踏まえても、憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態にあったとした事例(令和 4 年 2 月 24 日福岡高裁)

参照条文:憲法 14条1項 憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1文 憲法98条1項

キーワード:一票の価値の格差 国会の裁量権 違憲状態

【23】優生保護法に基づく不妊手術実施に関し、国会議員の立法を違法とする一方国会議員及び歴代大臣が被害救済立法を講じなかったのは国賠法上違法とはいえないとし、又除斥期間の経過により請求権は消滅し同規定の適用制限も相当ではないとして原告らの請求を棄却(令和 2 年 11 月 30 日大阪地裁)

参照条文:国家賠償法1条1項・4条、民法724条

キーワード:不妊手術 優生保護法 国家賠償請求

【24】福井県等居住の原告らが、原子力規制委員会が関西電力らに対してした大飯発電用原子炉の設置変更許可は違法等と主張し、国にその取消を求めたところ、委員会の審議や判断の過程に看過し難い過誤、欠落があったと判示し、原子炉の設置変更許可を取消した事例(令和 2 年 12 月 4 日大阪地裁)

参照条文:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 4 条 3 項

キーワード:原子力規制委員会 原子炉設置変更許可 取り消し

(社会法)

【25】使用者が誠実に団体交渉に応ずべき義務に違反する不当労働行為をした場合、当該団体交渉に係る事項に関し合意成立の見込がなくとも労働委員会は使用者に誠実に団体交渉に応ずべき旨救済命令を発することができるとし、原判決を破棄し原審に差戻した事例(令和 4 年 3 月 18 日最高裁)

参照条文:労働組合法7条2号

キーワード:不当労働行為 労働委員会 救済命令

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最三判令和4年3月8日 裁判所 HP

令和3年(行ツ)第33号 措置命令処分取消請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/989/090989_hanrei.pdf

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)7条2項の、憲法21条1項,22条1項適合性が争われた事案である。

最高裁判所は、景品表示法7条2項の規制目的を、「事業者がした自己の供給する商品等の品質等を示す表示について、当該表示のとおり品質等が実際の商品等には備わっていないなどの優良誤認表示の要件を満たすことが明らかでないとしても、所定の場合に優良誤認表示とみなして直ちに措置命令をすることができる」とすることで、事業者との商品等の取引について自主的かつ合理的な選択を阻害されないという一般消費者の利益をより迅速に保護することを目的とするものであると解されること、この目的が公共の福祉に合致することは明らかである」とした上で、適用範囲が合理的に限定されていること、手段として必要かつ合理的であることを指摘し、合憲と判断した。

参照条文 景品表示法7条2項の、憲法21条1項,22条1項

【2】福岡高判令和2年8月27日 判例時報2505号56頁

令和2年(ネ)第143号 保険金請求控訴事件(取消・請求認容(確定))

AはYとの間で、Yを保険者とし、Aを保険契約者及び被保険者とする積立保険契約を締結していた。Aは、交通事故により傷害を負い、治療を受けた。Aの指定代理請求人Xが保険契約に基づき給付金160万円の請求を行ったところ、YはAの「重大な過失」により事故が発生したとして、免責条項に該当するとして、支払いを拒否した。

原判決は、Aの「重大な過失」を認めて請求を棄却したが、本判決では、Aは、片側2車線の車道を横断しようとして、中央分離帯に到達した時点で、防護柵が途切れる地点まで、第2車線上を歩行・一時佇立していたが、車両の運転手が前方を注視して走行することにより、Aの存在を認識して僅かのハンドル操作により容易にAを回避して側方を通過すると期待する事にも一定の客観的合理性があり、ほとんど故意に近い著しい注意欠如という状態とまでは評価できないとして、Aの「重大な過失」を否定して、Xの請求を認容した。

参照条文 民法709条

【3】東京高判令和3年1月21日 判例時報2505号74頁

令和2年(ネ)第2298号 損害賠償請求控訴事件(変更(上告・上告受理申立て))

亡Aは、Y1社の従業員であり、Y1社に勤務していたところ、脳出血を発症し、死亡した。妻X1及び子ら(X2及びX3)が、亡Aの死亡は長時間の時間外労働を強いられたことによるとして、Y1社に対し、債務不履行(安全配慮義務違反)があったとして民法415条に基づき、取締役Y2~Y4に対し、悪意又は重過失による任務懈怠があったとして会社法429条1項に基づき、約6480万円の損害賠償を請求した。

第1審は、Y1の責任を認め、Y2~Y4の責任は否定し、亡Aの身体的素因等を理由として7割の過失相殺の類推適用を行い約1514万円の請求を認めたが、本判決は、Y1以外に亡A直属の上司であったY4の責任も認めた上で、亡Aが健康状態について虚偽申告をしていた点について、会社としては自らの健康状態を十分に省みることなくその職責を果たそうとする職務に熱心な労働者が存在することも考慮した職場環境を構築するべきであるとして、5割の過失相殺を類推適用し、約2355万円の限度で請求を認めた。

参照条文 民法415条 会社法429条1項

【4】東京地判令和2年6月26日 判例タイムズ1492号219頁

平成31年(ワ)第8945号 発信者情報開示等請求事件(一部認容,控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/666/089666_hanrei.pdf

氏名不詳者(本件発信者)が、ツイッター上で、原告になりすまして、俗悪なユーザー名でアカウントの登録をし、これを使用して、原告の顔写真を添付するなどした行為が、原告の肖像権や名誉感情の侵害に当たるとして、原告が、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条1項に基づき、開示関係役務提供者である被告に対し、発信者情報として、本件発信者の氏名、SMS方式による電子メールに係る電子メールアドレス等の開示を求めた。

本判決は、原告が高校3年生であったこと、本件発信者は、原告になりすまして俗悪なユーザー名を用い、原告の顔写真を用いるなどしており、その目的は不当でおよそ必要性が認められず、使用の態様も悪質と言わざるを得ず、本件発信者による肖像権侵害は、社会生活上受任の限度を優に超えるものというべきで権利侵害は明白であるとしたうえで、SMS方式による電子メールに係る電子メールアドレスとしての携帯電話番号も、同法第4条1項の発信者情報を定める省令(令和2年総務省令第82号による改正前のもの)が、発信者情報の一つとして定める「発信者の電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)」(3号)にいう「電子メールアドレス」に該当すると解するのが相当であるとし、本件において被告は、SMS方式による電子メールの利用者を識別するための番号として本件発信者の携帯電話番号を保有しているものと認定し、当該携帯電話番号の情報を発信者情報に当たるとして、その開示を命じた。

参照条文 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項

【5】大阪地判令和2年8月12日 判例タイムズ1492号196頁

平成30年(行ウ)第4号 不当利得返還等請求事件(認容,控訴(後控訴棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/399/090399_hanrei.pdf

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/694/089694_hanrei.pdf

大阪市(X)が、認可保育所を運営する社会福祉法人(Y)に対し、委託した保育に要する費用として運営費・委託費を支払い、当該保育所が実施する事業に関し補助金等交付規則等に基づき補助金を交付した。

その後、XがYに対し、当該保育所では常時専従の所長が不在であり、また、必要保育士数が基準を充たしていないなど要件が欠けていたと主張して、これらの加算要件に欠けるにもかかわらずYが受領した運営費等の部分について不当利得返還及び悪意の受益者としてその利息等の支払いを求めた。

本判決は、Yにおいて加算要件が欠ける原因となった事実は、当該保育所で所長が他の幼稚園に勤務し常時専従していないことや必要保育士数を充足していないことなど、いずれもYにとって客観的に明らかな事実であるから、Yは、加算要件を満たしていないことを認識していたと推認され、この推認を覆すに足りる事情はないと判断して、Yを悪意の受益者であるとし、運営費に係る返還請求権については、準委任契約上の支払義務がないのに支払ったとの法律関係を原因として発生する不当利得返還請求権であり、その法律関係は本質上私法関係というべきこと、補助金に係る不当利得返還請求権についても、その補助金の法的性質が、行政処分が介在しない贈与又は負担付贈与であるとし、民法上の消滅時効に関する規定が適用され、消滅時効期間は10年であるとして、Xの請求を認容した。

参照条文 民法704条,民法(平29法44号改正前)167条1項,地方自治法236条1項

【6】大阪地判令和2年9月18日 判例時報2505号69頁

令和元年(ワ)第5554号 投稿記事削除等請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

Y(グーグル)が設置、管理及び運営している「Googleの口コミ」というインターネット上のウェブサイトにてXの氏名を使用した(姓名の順番を逆に表記)投稿者名で記事が投稿されたことについて、XがYに対し、自身になりすまして第三者に本件記事を投稿されたことと主張して、人格権に基づき本件記事の削除を求めるとともに、Yが削除しなかったことについて民法709条に基づき慰謝料等の損害賠償を求めた事案。

本判決は、人格権の一内容として、他人に氏名を冒用されない権利が認められるとして、削除請求を認容したが、他

方,発信者情報の開示を求められた別件仮処分命令申立事件において,XのなりすましによるものであることをYにおいて最終的に判断し得る情報が提供されたとまではいえない等として,Yの過失を認めず,損害賠償請求は棄却した。

参照条文 民法 709 条

【7】宮崎地判令和 3 年 1 月 13 日 判例時報 2506・2507 号 101 頁

平成 30 年(ワ)第 235 号 咬傷事故による損害賠償請求事件 認容(控訴<控訴棄却>)

本件は,X(S41 年生れ,女性,家事労働者)が,Y1(県)から委託を受けて犬猫の譲渡推進事業等を行う団体 Z(権利能力なき社団,代表者 Y2)のボランティア活動に参加した際,Zの飼養に係る柴犬に右手等をかまれる事故に遭ったとして,Y1,Y2 に対し,損害賠償金 784 万円余(治療費・逸失利益・慰謝料等)を求めた事案である。

本判決は,Y1・Z間の業務委託契約は,譲渡動物の所有権をZに移転する旨の定めはなく,Y2は所有権移転を受けていない旨認識していた,Y1は,事故後,本件施設を閉鎖する際,事故を起こした柴犬を殺処分した等から,Y1は,Zとの業務委託契約により自己に代わって本件柴犬を含む犬猫を保管させていた占有者に当たるとして,Y2は本件柴犬の管理者であるとして,動物占有者,管理者としての責任を認め,Xの請求を認容した。なお,Yらは,Xに過失があるとして損害賠償の額を定める際に考慮すべきと主張したが,事故前,本件柴犬にはかみつ়素振りがあったこと等を伝えられていなかったXに,Yらの主張する行動を期待することはできないとしてXの過失を否定した。

参照条文 国家賠償法 1 条 1 項・2 条 1 項,民法 709 条,民法 715 条 2 項,民法 718 条

【8】東京地判令和 3 年 6 月 22 日 金法 2181 号 85 頁

平成 31 年(ワ)第 1892 号 保険金請求事件(請求棄却)

本件は,がんで死亡した保険契約者兼被保険者である A の妻である X が,保険会社 Y に対し,主位的には生命保険契約に基づき,予備的には説明義務違反による不法行為に基づき,死亡保険金支給額 5000 万円ないし同額相当の損害賠償の支払を求める事案である。

Y は,A が生前,保険料を払込猶予期間内に支払わなかったため,生命保険契約に適用される約款中の保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める条項に基づき,本件生命保険契約は失効したと主張しているが,X は,上記失効条項が消費者契約法 10 条後段に該当し無効となり,本件生命保険契約は継続していると主張した。

本判決は,保険料の支払が遅延している顧客についてアラームリストに挙がり通知が郵送されるとともに,各顧客の担当営業職員が顧客に連絡を取り入金催告をし,Yに報告していた等の運用実態が認められる本件では,Yが,保険契約の締結当時,上記債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者 A に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実にしていたといえ,生命保険契約に適用される約款中の保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める条項が,消費者契約法 10 条にいう「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと判示した。

参照条文 消費者契約法 10 条 民法第 1 条第 2 項

【9】京都地判令和 3 年 9 月 16 日 金法 2180 号 81 頁

令和 3 年(レ)第 13 号,第 15 号 預託金返還請求控訴事件,仮執行の原状回復申立事件(控訴棄却・原状回復の申立て一部認容・一部棄却)

本件は,ゴルフ場を優先的に利用できる会員によって構成される預託金会員制ゴルフクラブの会員権を前会員から譲り受ける形で会員となり,預託金の据置期間の満了後にクラブの退会を運営法人 Y に申し入れた際,Yから会員権を預託金 90 万円の 3%で買い取る旨の申し出がされ,これに応じて Y に会員権を売却し,代金を受領した元会員 X が,売却したのは預託金返還請求権を除く会員権部分である旨主張して,預託金の返還を求めた事案において,上告

審が、錯誤無効を認めて預託金返還請求を認容した差戻前控訴審判決には、Y に対して X の錯誤が重過失によるものであるとの主張をするか否かの釈明権の行使を怠り、審理を尽くさなかった違法があるとして、破棄差戻しされた後の控訴審である。

本判決は、X の表示行為から認められる意思是、代金 2 万 7000 円で預託金の返還請求権を含む会員権を売却するというものであるが、一方で、X の真意は、代金 2 万 7000 円で会員権のうち預託金の返還請求権を除いたものを売却するというものであり、X には要素の錯誤があるものの、会員権は、それを構成する権利義務の一部のみを分離して譲渡・処分することは予定されておらず、一般に預託金会員制ゴルフクラブのゴルフ会員権は、市場において預託金返還請求権と分離して流通、売買の対象とされているものでないことは広く知られていること、X は、ゴルフクラブの会則上は返還が予定されていない登録金を Y に支払って会員権を取得しながら、登録金の支払を根拠に錯誤に陥っていること、会員権を代金 2 万 7000 円で売却する旨の記載がされ、X が署名押印した退会同意書には預託金の額が明記されていること、X は会員権の買取金額が預託金の額を基準に定められていることに疑問を抱きつつ Y に対して疑問点を尋ねるなどしていないことからすると、X が錯誤に陥ったことは非常に軽率であり重大な過失があるから、X は売買契約の無効を主張することができず、売買契約により会員権の地位を喪失し、X の預託金返還請求は理由がないと判示した。そして、X が差戻前控訴審の仮執行宣言付判決に基づく債権差押命令により取り立てた金員の原状回復を求める Y の申立てについて、主たる請求部分は全額認容したが、遅延損害金部分は差押日から請求されていたところ、取立日からの分を一部認容した。

参照条文 民法 95 条

(商事法)

【10】千葉地判令和 3 年 1 月 28 日 判例時報 2506・2507 号 109 頁

平成 30 年(ワ)第 702 号 役員報酬等請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

本件は、Y 株式会社の監査役報酬につき、平成 28 年 6 月、株主総会において月額 100 万円とする旨の決定(本件増額決定)をしたにもかかわらず、65 万円しか支払われなかったとして、Y の監査役だった X が、Y に対し、差額の報酬支払を求めるとともに、正当な理由なく監査役を解任されたとして報酬、賞与、退職慰労金及び功労金相当額の損害賠償を求めた事案である。

Y は、監査役が自己の報酬を 1 人で決定することはできず、任期途中で報酬の増額をすることはできないとして本件増額決定は無効であり、X による増額決定は、善管注意義務に違反する等を理由に X を解任する決議は正当な理由がある等主張した。

本判決は、本件増額決定当時、唯一の監査役であった X が株主総会の報酬決議の最高限度額の範囲内で報酬を 1 人で決定することが可能であり、任期途中で報酬の増額を行うこともできることから X の未払報酬請求に理由があるとし、監査役が株主総会の定めた最高限度額の範囲内で報酬を決定する限り、基本的に善管注意義務に反することはないなどとして本件解任決議には正当な理由が認められないとして X の請求どおり未払報酬 420 万円、監査役報酬相当額 2400 万円、賞与相当額 92 万円を認める一方、退職慰労金相当額は請求額 1186 万 5140 円のうち 31 万 3600 円、功労慰労金は請求額 946 万 700 円のうち 4 万 4800 円の限度で解任決議がなければ受領した可能性が高い金額として認定し、X の請求を一部認容した。

参照条文 会社法 339 条 2 項

(知的財産)

【11】知財高判令和 4 年 2 月 8 日 裁判所 HP

令和 3 年(ネ)第 10066 号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/913/090913_hanrei.pdf

発明の名称を「入力支援コンピュータプログラム、入力支援コンピュータシステム」とする特許の特許権者である控

訴人が、特許権侵害を主張して損害賠償請求訴訟を提起したが棄却されたので控訴を提起した。

本件各発明の特許請求の範囲の記載内容に加え、本件明細書の記載内容及び本件各発明の実施例としての様々な操作メニュー情報の表示内容からすれば、本件各発明の「操作メニュー情報」とは、「ポインタの座標位置によって実行される命令結果を利用者が理解できるように前記出力手段に表示するため」の「画像データ」であり、出力手段に表示され、利用者がその表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解できるように構成されていることを要するものというべきである。

そして、被告製品のページ一部表示が、縮小された中央ページの右端又は左端あるいは両端に、幅が細く縦長の白みがかった長方形として表示されること、そこには何の文字、図形、記号、アイコン等は表示されないことからすれば、当該長方形部分のみを見た利用者は、それがどのような命令を実行する表示であるのかを理解することはできないというべきであり、したがって、被告製品のページ一部表示の画像は本件各発明の「操作メニュー情報」には当たらず、本件ホームアプリが構成要件 B の「操作メニュー情報」を有するとは認められない。

控訴人は、①被告製品においては構成 e 又は構成 e' によってそれまで表示されていなかったページ一部表示の画像が液晶画面に表示されるようになること、②ページ一部表示の画像と壁紙画像との境界が明確であることを指摘するが、これらの点は、いずれも利用者がページ一部表示の画像自体から「実行される命令結果」の内容を理解することができるか否かに関わるものではないから、上記の判断を左右するものではないというべきである。また、控訴人は、③被告製品のページ一部表示の画像が表現している表示内容は、実行されるスクロール命令の結果を小さな絵で表現した画像であるとも指摘するが、上記のとおり、ページ一部表示の画像は、その表示内容等からすれば、利用者がその表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解できるように構成された画像データであるということとはできない。

なお、上記の判断に照らすと、控訴人が主張する判断基準によったとしても、被告製品のページ一部表示の画像は、少なくとも同主張における③の要件を満たすものとはいえないから、本件ホームアプリが構成要件 B の「操作メニュー情報」を有するとは認められない。したがって、控訴人の主張は採用することができない。

以上によれば、本件ホームアプリは、構成要件 B にいう「操作メニュー情報」を有するとは認められず、被告製品が構成要件 B を充足するものとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、被告製品が本件各発明の技術的範囲に属するものと認めることはできない。

参照条文等:特許法 70 条 1 項

【12】知財高判令和 4 年 2 月 22 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10104 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/971/090971_hanrei.pdf

被告は、「SHI-SA」や「OKInAWAn ORIgInAL」等の文字部分と、四足動物が跳び上がる様子が描かれた図形(動物図形)とを結合してなる結合商標である本件商標について、指定商品を第 25 類「T シャツ、帽子」として商標登録出願をし、商標権の設定登録を受けた。

原告は、本件商標の指定商品中、「沖縄をイメージした T シャツ」等の商標登録について、本件商標が商標法 4 条 1 項 15 号に該当することを無効理由として無効審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求めて提訴した。

原告が本件商標の無効理由に引用する商標(引用商標)は、四足動物が跳び上がる様子が描かれている図形からなるもので、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る「PUMA」ブランドを表示する商標の一つとして周知著名な商標となっていた。

原告は、本件商標の構成中の文字部分は、本件商標の指定商品中の「沖縄をイメージした T シャツ」等との関係において、自他商品識別機能は発揮し得ないことからすると、本件商標から動物図形(図形部分)を抽出し、これと引用商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも許される旨主張する。

そこで検討するに、本件商標の動物図形は引用商標を模倣したものと連想、想起するものと一応い得るが、他方で、「SHI-SA」の文字部分があることによって、本件商標の動物図形からは、引用商標から生じる「PUMA」ブランドの観念や「プーマ」の称呼は生じないものと認められるから、本件商標の動物図形と引用商標とに似通っている点があることは、需要者が本件商標の動物図形は沖縄の伝統的な獅子像である「シーサー」を図形化して表示したものと看取するとの認定を左右しない。そうすると、本件商標から動物図形(図形部分)を抽出し、これと引用商標とを比較して商標そのものの類否を判断することは相当ではない。

以上を前提に本件商標と引用商標を対比すると、本件商標と引用商標の外観は、四足動物の基本的姿勢等に似通った点があるものの、引用商標には本件商標において大きな構成部分である文字部分を有していないという顕著な相違があり、両商標の外観は明らかに異なること、本件商標からは、沖縄の伝統的な獅子像である「シーサー」の観念が生じるのに対し、引用商標からは、「プーマ」の称呼が生じ、「PUMA」ブランドの観念が生じるから、両商標は、称呼及び観念において異なるものである。

以上のとおり、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても異なるものであり、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるものと認めることはできないから、本件商標と引用商標は、類似しない、として原告の請求は棄却された。

参照条文 商標法 4 条 1 項 15 号

【13】知財高判令和 4 年 3 月 8 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 10041 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/007/091007_hanrei.pdf

被告は、「BREZTRI」の文字を標準文字で表してなり、指定商品を第 5 類「薬剤(農業に当たるものを除く。)」とする商標(本件商標)の商標権者である。原告は、「ONBREZ」の欧文字を横一列に書してなり、指定商品を第 5 類「Pharmaceutical preparations.」とする国際登録商標(引用商標)の商標権者である。原告が、本件商標について無効審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した事案。

本件商標及び引用商標は、外観及び称呼が明らかに相違するというべきであり、いずれも特定の観念を生じないものであるから、両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、当該商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえない。したがって、本件商標は、引用商標と類似する商標であるということとはできない。

原告は、本件商標につき、「BREZ」部分を要部として分離観察することが可能である旨主張する。しかしながら、本件商標は、「BREZTRI」の欧文字を標準文字で書してなるものであり、いずれかの部分が目立つ態様で記載されているものではなく、全体を「ブレズトリ」と自然に発音することが可能である。さらに、「BREZ」は、独立した単語として認識されるものとはいえない。加えて、「TRI」は、接頭辞として辞書等に掲載されてはいるものの、本件商標の「TRI」部分は語尾に位置することからすれば、直ちに「三、三重の」や「triple」を意味する単語として認識されるものとはいえない。

これらの事情によれば、本件商標は、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合している商標というべきであるから、全体を一連一体のものとして観察するのが相当であり、「BREZ」部分と「TRI」部分とを分離して観察することはできないというべきである。

上記の点に関して原告は、「TRI」部分につき、薬剤の名称として末尾に「tri」を付すことが多い実情が存するから、識別力が弱い旨主張する。確かに、原告が主張するような使用例が複数あることが認められる。しかしながら、本件商標の構成文字数が少ないこと、「BREZ」は独立した単語として認識されるものとはいえないことからすれば、「TRI」部分について、「BREZ」部分とは区別すべきものであると直ちに認識されるものとはいえない。そうすると、原告が主張するような実情があるからといって、「TRI」部分の識別力が弱いということとはできない。

以上によれば、本件商標について、本件各引用商標に類似する商標であるとはいえないから商標法 4 条 1 項 11 号

に該当しないとした本件審決の判断に誤りはなく、原告が主張する取消事由はいずれも理由がない、として原告の請求は棄却された。

参照条文 商標法 4 条 1 項 11 号

【14】東京地判令和 4 年 2 月 18 日 裁判所 HP

令和 2 年(ワ)第 22071 号 特許権に基づく損害賠償請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/979/090979_hanrei.pdf

発明の名称を「角栓除去用液状クレンジング剤」とする特許権の特許権者である原告が、本件特許権の侵害による損害金の支払を求めたが、本件明細書の記載により当業者が本件発明の課題を解決できることについて認識することはできないとして、原告の請求を棄却した事案。

本件発明の課題は、界面活性剤を使用していないか又は界面活性剤の使用量がごく少量であってもタンパク質を抽出できる液状化粧品を提供することにあると認められるところ、本件明細書の特許請求の範囲にはオクチルドデカノール及び炭化水素の含有量に関する記載がないから、特許請求の範囲の記載上、上記課題を解決するために必要となるオクチルドデカノール及び炭化水素の含有量について何ら限定はないと理解できる。

しかるに、本件明細書においては、タンパク質を抽出する効果を奏する有効成分として、第 2 の高級アルコールであるオクチルドデカノールと、リモネン、スクアレン、及びスクアランからなる群から選ばれる 1 種類以上の炭化水素が特定されているところ、炭化水素の含有量がタンパク質抽出剤の全量に対して 3 体積%を下回る場合及び第 2 の高級アルコールの含有量が炭化水素に対して 1 体積%を下回る場合には、化粧品として実用的なものではないことが記載されており、かつ、炭化水素及び第 2 の高級アルコールの含有量が上記の数値を下回った場合に角栓を除去する効果を奏することができるか否かについては何らの記載も示唆もない。

また、本件明細書には、本件発明に係る角栓除去用液状クレンジング剤によって実際に角栓を除去することができた旨の記載は見当たらない。これに加えて、角栓のある皮膚を対象とする実施例 13 において用いられた、角栓除去用液状クレンジング剤に相当する「第 2 のタンパク質抽出剤 A」に含まれるスクアラン及びオクチルドデカノールの含有量は、それぞれ、全量の 3 体積%及び炭化水素(スクアラン)に対する 1 体積%を大きく上回るものである。

以上によれば、本件発明の特許請求の範囲の記載は、本件明細書の発明の詳細な説明の記載により、当業者が、本件発明に係る角栓除去用液状クレンジング剤のうち炭化水素の配合量が全量の 3 体積%未満又はオクチルドデカノールの配合量が炭化水素の 1 体積%未満の範囲であっても、角栓除去作用があり、前記の課題を解決できることについて、認識することはできないというべきであり、本件全証拠によっても、本件明細書の発明の詳細な説明の記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし上記の本件発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであると認めることはできない。

以上によれば、本件特許は特許法 36 条 6 項 1 号に違反するものであり、特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから(特許法 123 条 1 項 4 号)、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができない(同法 104 条の 3 第 1 項)。

参照条文 特許法 36 条 6 項 1 号、同法 104 条の 3 第 1 項 同法 123 条 1 項 4 号

(民事手続)

【15】東京高決令和 3 年 4 月 27 日 金法 2180 号 74 頁

令和 3 年(ラ)第 823 号 第三者からの情報取得手続申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

本件は、債権者である X が、単純執行文が付与された離婚等公正証書に基づき、債務者 Y に対する子の養育費の支払請求権を請求債権として、預貯金債権に係る情報取得手続を申し立てた事案である。

上記公正証書は、(1) X と Y とが公正証書作成日である平成 19 年 5 月某日に協議離婚することを合意し、速やかに離婚届出をする旨、(2) XY 間の子 Z の親権者を X とする旨、(3) Y から X に対する Z の養育費の支払の始期は

平成 19 年 5 月である旨それぞれ定めた上で、Y の執行受諾条項を定めている。

原審は、上記公正証書が定める養育費は、X と Y との離婚という、X が証明すべき事実の到来に係る請求であり、事実到来執行文の謄本が証明文書の謄本とともに Y に送達されない限り、強制執行を開始することはできないから、民事執行法 207 条 1 項ただし書に該当するとして、上記申立てを却下したことから、X が執行抗告をした。

本決定は、「離婚に伴う」という文言が付されていないなど、離婚の成立を条件とすることが給付条項自体に明示されていなかったとしても、債務名義である離婚等公正証書全体の記載からみると、確定日から養育費を支払うという条項は、当事者において速やかに離婚届出がされ離婚が成立することを前提として定められたものと解するのが当事者の合理的意思に沿うのであり、同条項に基づく養育費支払請求権は、離婚の成立という事実の到来に係るものと認められるから、その強制執行を開始するには、離婚の事実を証する文書を提出して事実の到来執行文の付与を受けることを要するとして、原審の判断を維持した。

参照条文 民事執行法 207 条 1 項ただし書

(刑事法)

【16】東京高判令和 3 年 3 月 24 日 判例タイムズ 1492 号 131 頁

令和 2 年(う)第 1741 号 器物損壊,窃盗,過失運転致傷(予備的訴因:傷害),道路交通法違反被告事件(破棄自判,確定)

被告人が、自動車の運転に際し、進路適正保持義務に違反し、反対車線に停止中の自動車と衝突する人身事故を起こした過失運転致傷の事案。

原審裁判所が、検察官に対し、本件公訴事実につき「検察官において、被告人が過失ではなく故意に本件事故を起こしたとの認定に至った場合に備え、何らかの対応を行うか等について検討されたい」と訴因変更を促す求釈明権行使したことについて、刑訴法 312 条 2 項の予定する範囲を超え、同法の定める当事者主義の原則に反するものであるとして、本件につき傷害罪が成立するとした第 1 審判決を破棄して自判し、過失運転致傷罪の成立を認めた。

参照条文 刑事訴訟法 312 条 2 項,刑事訴訟規則 208 条 1 項,自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条本文,刑法 204 条

【17】東京高判令和 4 年 3 月 1 日 裁判所 HP

令和 3 年(う)第 852 号 業務上横領被告事件(原判決破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/015/091015_hanrei.pdf

(事案)

有限会社 A の代表取締役として会社の業務全般を統括していた被告人甲及び同社の従業員として売上金の管理等の業務に従事していた被告人乙は、同社の従業員 B と共謀の上、同社事務所において業務上預かり保管中の売上金のうち合計 3359 万 4251 円を着服して横領したため、業務上横領罪で起訴された。

原判決は、上記犯罪事実を認定し、被告人甲を懲役 3 年 6 月、被告人乙を懲役 2 年 6 月、執行猶予 5 年に処した。

(判旨)

被告人甲が、着服横領し、蓄えていた財産は、捜査機関によって押収され、A 社に還付されており、被告人甲は約 2 億 0041 万円の還付金のうち約 1 億 8941 万円の金額は A 社に帰属すべきものであると通知していることから、財産犯である本件の責任非難は軽減されること、原判決後に被告人らが A 社に対し 6300 万円の被害弁償を約し、被害者が被告人らを宥恕する旨の示談が成立したことから、被告人甲の刑期は懲役 2 年 10 月とするのが相当である。

被告人乙の量刑は、未必的な故意にとどまっていたことや被告人甲に対する判断と同じく、上記の被害回復が原判決では十分考慮されていない点、被告人乙が被告人甲に従属する立場にあり、得た利益も被告人甲と比べて多額とはいえないことを考えると、懲役 1 年 8 月に処した上で、その執行を 4 年間猶予するのが相当である。

よって,原判決を破棄し,当裁判所において,主文のとおり判決する。

参照条文 刑法 253 条 刑訴法 397 条 1 項,381 条,400 条ただし書

【18】札幌地判令和 2 年 5 月 29 日 判例タイムズ 1492 号 229 頁

平成 30 年(ワ)第 1206 号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴(後一部訴え取下,残部控訴棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/023/090023_hanrei.pdf

刑務所の被収容者である原告が,同じ被収容者である A から暴行を受け負傷したとして,A に対し,不法行為に基づき損害賠償を求めるとともに,居合わせた刑務官 2 名が当該暴行を実力で制止しなかったことが国家賠償法上違法であると主張して,国に対し,同法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求め,刑務官の権限の不行使の違法性が争点となった事案。

本判決は,刑務所の刑務官には,被収容者の安全かつ平穏な共同生活を維持するために必要とされる場合であって,被収容者の身体に対する危険が現実化している状況が生じたときには,制止権限を行使する法的義務が生じると判示した。

そして,本件刑務官 2 名は,本件暴行に対し,漫然と「やめろ」「離れろ」などと発言するのみで,30 秒近くもの間,原告が A から殴る蹴るの暴行を受けているのを遠巻きに眺めていたものであって,これに,暴力に及んでいたのが A だけであったこと,現に,後に A は他の受刑者 1 名のみにより原告から引き離されていたことなども併せ考慮すると,刑務官 2 名による制止権限の不行使が,その権限を定めた法令の趣旨,目的や,その権限の性質等に照らし,不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとして,国に対し,慰謝料 10 万円の支払いを命じた。

参照条文 国家賠償法 1 条 1 項,刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 77 条 1 項

(公法)

【19】最一判令和 4 年 3 月 3 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ヒ)第 323 号 固定資産評価決定取消請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/967/090967_hanrei.pdf

本件各土地の利用実態や造成からの期間経過などの事情から,当該ゴルフ場用地の造成前の状態を前提とした取得価額を正確に把握できない場合も想定されるところ,本件各土地の価格の算定に当たり,その造成前の状態である塩田跡地としての取得価額を評定していないことをもって,評価基準の定める評価方法に従っていないと解すべき理由は見当たらないとして,本件各土地について本件定めにより評定されるべき取得価額はゴルフ場用地に造成される前の塩田跡地の基準年度における客観的時価をいうものと解すべきであるとし,原判決の固定資産課税台帳に登録されたゴルフ場用地の価格が固定資産評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができないとした判断には違法があるとして,これを破棄し,原審に差し戻した。

参照条文 地方税法 349 条 1 項 改正前の地方自治法 245 条 4 項(現行法 245 条の 4 第 1 項参照)

【20】福岡高判令和 4 年 2 月 21 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 2 号 選挙無効請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/984/090984_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙の一票の価値の格差について,「選挙人数の較差が 2 倍を超える選挙区が多数(29 区)生じており,選挙区間の選挙人数の最大較差が 2.079 倍に及び,選挙人数最少の選挙区の人 1 票が選挙人数最多の選挙区の人 2 票以上に相当することになるという投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情等を総合考慮すると,本件区割規定が定める本件選挙区割り,本件選挙当時,憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態にあったとした事例(但し合理的期間内に是正されていないものではないとして請求は棄却)。

参照条文 憲法 14 条 1 項 憲法 56 条 2 項,憲法 1 条,憲法前文第 1 文 憲法 98 条 1 項

【21】名古屋高判令和 4 年 2 月 24 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 2 号 選挙無効請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/000/091000_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙の一票の価値の格差について,計算上想定された有権者数の減少率を上回る地域的な減少が生じたこと等を指摘して,違憲状態にはなかったとした事例。

参照条文 憲法 14 条 1 項 憲法 56 条 2 項,憲法 1 条,憲法前文第 1 文 憲法 98 条 1 項

【22】福岡高判令和 4 年 2 月 24 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/964/090964_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院議員総選挙の一票の価値の格差について,本件選挙区割りが,本件選挙時において,平成 23 年大法廷判決や平成 27 年大法廷判決が求めてきた立法措置の内容に適合するものであったとはいえず,小選挙区選出議員の定数及びその配分方法や従来の区割りの漸進的な是正手法などに関する国会の裁量権を踏まえても,憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態にあったとした事例(但し合理的期間内には是正されていないものではないとして請求は棄却)。

参照条文 憲法 14 条 1 項 憲法 56 条 2 項,憲法 1 条,憲法前文第 1 文 憲法 98 条 1 項

【23】大阪地判令和 2 年 11 月 30 日 判例時報 2506 号・2507 号 69 頁

平成 30 年(ワ)第 8619 号(第 1 事件),平成 31 年(ワ)第 727 号(第 2 事件)損害賠償請求事件 棄却(控訴)

本件は,優生保護法(改正前のもの,以下「旧優生保護法」という)に基づく不妊手術を受けた本人又はその配偶者である X らが,旧優生保護法が自己決定権及び平等権等を侵害する違憲なものであるにもかかわらず,①国会議員が立法したこと,②国会議員が被害救済立法を行わなかったこと,③歴代の大臣が被害救済措置を講じなかったことがいずれも違法であるとして,国に対し,国家賠償法 1 条 1 項に基づいて損害賠償を求めた事案である。

本判決は,①を違法であるとしたが,②立法措置をとることが必要不可欠であり,それが明白であったということではできず国賠法上違法とはいえない,③②の違法性を肯定できない以上,国会に対して法律案の提出権を有するにとどまる内閣の法律案の不提出について,歴代の厚生労働大臣や内閣総理大臣による不作為の国賠法上の違法性を認めることはできないとし,X らは,①について国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求権を取得するが,手術実施から 20 年が経過したのちに提訴しており,除斥期間の経過により請求権は消滅し,本件は,最高裁が除斥期間の適用を制限した事案とは明らかに異なる事案であり,除斥期間の規定の適用を制限するのは相当ではないとして,X らの請求を棄却した。

参照条文 国家賠償法 1 条 1 項・4 条,民法 724 条

【24】大阪地判令和 2 年 12 月 4 日 判例時報 2504 号 5 頁

平成 24 年(行ウ)第 117 号 発電所運転停止命令義務付け請求事件(一部認容,一部却下(控訴))

福岡県等に居住する X らが,原子力規制委員会(以下,委員会)が Z(被告参加人・関西電力)に対してした大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可(本件処分)は,同許可の申請(本件申請)が当時の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」4 条 3 項で定める基準に適合するものでないにもかかわらずされたものであるから,当時の核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号に反し違法であるなどと主張し,Y(国)に対してその取消を求めた事案。

裁判所は,原子炉施設の安全性に関する委員会の判断の適否が争われる発電用原子炉の設置変更許可処分の司法

審査の枠組みについて、伊方原発訴訟最高裁判決(最一判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁、判例時報1441号37頁)に倣い、委員会に専門技術的裁量を認める旨を説示した上で、委員会の判断基準や過程の合理性等を検討している。うち、委員会が定める「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」で「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」と定めているところ(以下、本件ばらつき条項)、同条項の意義や趣旨等について検討・判示し、本件ばらつき条項の第2文の趣旨に照らすと、基準地震動の策定に当たっては、経験式が有するばらつきを検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否かを検討すべきものであるとした。その上で、本件申請においては、委員会の審議や判断の過程において、経験式が有するばらつきについて検討した形跡はなく、委員会においてこの検討をしたという主張も立証もないことから、委員会がこの検討をせずに漫然と設定したと認定し(現に上乗せはされていない)、この点において、看過し難い過誤、欠落があるものというべき、と判示し、本件処分(原子炉の設置変更許可)を取り消した。

参照条文等 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律43条の3の8第2項において準用する43条の3の6第1項4号 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則4条3項

(社会法)

【25】最二判令和4年3月18日 裁判所HP

令和3年(行ヒ)第171号 山形大学不当労働行為救済命令取消請求事件(破棄差し戻し)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/028/091028_hanrei.pdf

合意成立の見込みがないとしても、使用者が労働組合に対する誠実交渉義務を尽くしていないときは、その後誠実に団体交渉に応ずるに至れば、労働組合は当該団体交渉に関して使用者から十分な説明や資料の提示を受けることができるようになるとともに、組合活動一般についても労働組合の交渉力の回復や労使間のコミュニケーションの正常化が図られるから、誠実交渉命令を発することは、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図ることに資するとして、使用者が誠実に団体交渉に応ずべき義務に違反する不当労働行為をした場合には、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は、使用者に対して誠実に団体交渉に応ずべき旨を命ずることを内容とする救済命令を発することができる、と、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

参照条文 労働組合法7条2号

(紹介済み判例)

仙台高決令和2年6月11日 判例タイムズ1492号106頁

令和2年(ラ)第17号 負担付遺言取消申立ての審判に対する即時抗告事件(取消,却下,確定)

→法務速報250号2番にて紹介済み

最二判令和3年1月29日 判例時報2504号107頁

令和2年(あ)第96号 殺人,殺人未遂,傷害被告事件(破棄自判)

→法務速報238号18番にて紹介済み

最一判令和3年3月11日 金法2181号66頁

令和元年(行ヒ)第333号 法人税更正処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報239号20番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/094/090094_hanrei.pdf

最二判令和 3 年 4 月 26 日 判例時報 2504 号 82 頁
令和元年(受)第 1287 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報 241 号 2 番にて紹介済み

最二令和 3 年 6 月 4 日 判例時報 2506・2507 号 14 頁
令和 2 年(行ヒ)第 133 号 被災者生活再建支援金支給決定取消処分取消請求本訴,不当利得返還請求反訴,不当利得返還請求事件(破棄自判)
→法務速報 242 号 22 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/362/090362_hanrei.pdf

最一決令和 3 年 6 月 21 日 判例タイムズ 1492 号 78 頁
令和 3 年(許)第 7 号 売却不許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
→法務速報 246 号 12 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/418/090418_hanrei.pdf

最一判令和 3 年 6 月 24 日 判例タイムズ 1492 号 68 頁
令和 2 年(行ヒ)第 103 号 相続税更正処分等取消請求事件(破棄自判)
→法務速報 243 号 20 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/420/090420_hanrei.pdf

最二判令和 3 年 7 月 5 日 金法 2180 号 68 頁
令和元年(受)第 2052 号 株主総会議事録閲覧謄写請求事件(上告棄却)
→法務速報 243 号 8 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/461/090461_hanrei.pdf

最三令和 3 年 7 月 6 日 判例時報 2506・2507 号 5 頁
令和 3 年(行ヒ)第 76 号 地方自治法 251 条の 5 に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件 上告棄却
→法務速報 243 号 22 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/090462_hanrei.pdf

2. 令和 4 年(2022 年)3 月 20 日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

「実務に役立つ交通事故判例」編集委員会／著 古笛恵子／監修 保険毎日新聞社 411頁 4,950円
実務に役立つ交通事故判例: 東京地裁民事第27部裁判例から

加藤久道／著 保険毎日新聞社 273頁 3,960円
後遺障害の認定と異議申立 第3集: 部位別ケーススタディ

野村豊弘 道垣内正人 豊永晋輔／編著 401頁 6,600円
原子力損害賠償法コンメンタール

加藤新太郎 松田典浩／編 第一法規 432頁 4,620円
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[契約編](債権法改正対応版)

高村 至／編著 新日本法規 260頁 3,410円
高齢者をめぐる賃貸借実務対応マニュアル—入居・管理・死亡等による契約終了・再募集—

平田 厚／著 青林書院 294頁 4,180円
終活と相続・財産管理の法律相談(最新青林法律相談 40)★

4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

井上繁規／著 第一法規 526頁 6,930円
時間外労働時間の理論と訴訟実務—判例・労災決定・学説にみる類型別判断基準と立証方法—★

日本弁護士連合会 他／編 現代人文社 211頁 2,750円
ケース研究 責任能力が問題となった裁判員裁判 Part2

金森健一／著 日本加除出版 446頁 4,950円
民事信託の別段の定め 実務の理論と条項例

小川久仁子 高田裕介 中山康一郎 大澤一雄 伊藤愉理子 中川北斗／著 商事法務 204頁 3,520円
一問一答 令和3年改正プロバイダ責任制限法

中野 真／著 商事法務 224頁 2,860円

公益通報者保護法に基づく事業者等の義務への実務対応

後藤 元／監修 会社法／実務研究会／編 緒 商事法務 472 頁 5,280 円
実務問答会社法

東京弁護士会金融取引法部／編 きんざい 444 頁 4,400 円
金融機関からみた事業再生・企業倒産

5. 発刊書籍<解説>

「終活と相続・財産管理の法律相談(最新青林法律相談 40)」

不動産等の財産管理、介護や終末期の医療、遺言、お墓など、終活に関する多岐に亘るテーマについて Q&A 方式で解説されている。関連する法令や事例が一冊で分かる本であり、有用な本である。

「時間外労働時間の理論と訴訟実務~判例・労災決定・学説にみる類型別判断基準と立証方法~」

時間外労働に特化した本であり、実労働時間の立証方法や使用者側の反論について等を学ぶことができる。リーディングケースが多数掲載されており参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。